GSTC ホテルスタンダード

第４版[1]

附属

パフォーマンス指標および SDGs

2025 年 12 月 30 日

© The Global Sustainable Tourism Council, 2025, All Rights Reserved

The Global Sustainable Tourism Council
PO Box 96503 - #51887
Washington, DC 20090 USA
standard@gstc.org www.gstc.org

[1] GSTC の産業向け基準（Industry Criteria）は、名称が「GSTC 産業向けスタンダード（Industry Standard）」へと変更され、第 4 回改訂において、「GSTC ホテルスタンダード」と「GSTC ツアーオペレータースタンダード」に分離されました。本書は GSTC ホテルスタンダードです。

前文

GSTC（Global Sustainable Tourism Council）のスタンダードは、「サステナブル・ツーリズム」に関する共通の理解を示すものであり、すべての観光事業者が目指すべき最低限のパフォーマンス水準を表しています。本スタンダードはホテルおよびその他すべての宿泊施設を対象として設計されており、 持続可能なマネジメント、ステークホルダーに対する社会的・経済的便益、文化遺産に関する利益と影響、そして環境に関する利益と影響の４つの主要セクションで構成されています。

セクション A「効果的で持続可能なマネジメントの実証」は、「効果的で持続可能なマネジメントとコミュニケーション」、「ステークホルダーの参画」、「建築物およびインフラ」、「責任ある調達」の４つのカテゴリーから構成され、合計 14 の基準を含みます。これらの基準は、文書化されたサステナビリティ枠組み、サステナビリティ関連リスクの特定と分析、お客様および従業員のウェルビーイングの保証、法令および倫理要件の遵守、ステークホルダーとの連携と従業員の参画、透明性のあるサステナビリティ報告およびマーケティング、責任あるホテル施設の計画および開発、ならびに地元産、フェアトレード製品、サステナブル製品を重視した責任ある調達慣行を求めています。本セクションおよび本スタンダード全体で扱われるリスクは、特に明示されない限り、サステナビリティ関連リスクに限定されます。健康、安全、セキュリティなど、他のリスクカテゴリーは、専門機関および管轄当局の責任の範囲に属し、本スタンダードの対象および目的には含まれません。本スタンダードにおけるリスクへの言及は、サステナビリティに関連する側面のみに関するものであり、サステナビリティ以外のリスク領域における承認または認証メカニズムを意味するものではありません。

セクション B「地域社会への社会的・経済的な便益の最大化、負の影響の最小化」は、「地域社会への社会的・経済的便益」と「人材および倫理基準」の 2 つのカテゴリーから構成され、9 つの基準を含みます。これらは、地域社会との持続的で相互に利益のある関係の構築、地域経済への公平な支援、包摂的な雇用とキャリア機会の提供、公正な賃金、搾取や差別に対するゼロ・トレランス、人権尊重を確保する包括的な人材管理の慣行を重視しています。

セクション C「文化遺産の恩恵の最大化、負の影響の最小化」は 4 つの基準で構成されています。これらの基準は、ホテルがお客様および従業員に地域の文化規範について教育を行うこと、先住民族および地域社会と連携して文化遺産を紹介し保護すること、知的財産権を尊重すること、ならびに法的要件に従って考古学的な工芸品を適切に管理することを求めています。

セクション D「環境メリットの最大化、環境負荷の最小化」は、「資源の保全」、「汚染の削減」、「生物多様性、生態系、景観の保全」の 3 つの主要カテゴリーから構成され、13 の基準を含みます。これらは、エネルギーおよび水の消費量の体系的な測定と削減、責任ある廃棄物管理および化学物質管理による汚染防止、温室効果ガス排出量の削減および持続可能な交通手段の促進、侵略的外来種の管理、野生生物との相互接触の管理、動物福祉の確保、および野生生物取引に関する法令遵守を通じた生物多様性の保護に焦点を当てています。特に、自然地域への訪問、侵略的外来種の回避、倫理的な野生生物観察、ならびに「ファイブ・ドメインモデル[2]」に基づく厳格な動物福祉基準に関する基準を通じて、責任ある野生動物の観光に重点が置かれています。

GSTC ホテルスタンダード第 4 版の 40 の基準は、「何をするべきか」を示すものであり、「どのように行うか」や「目標が達成されたか」を示すものではありません。これらの役割は、パフォーマンス指標、教育資料、および実施ツールによって補完されます。すべての基準は可能な限り最大限に適用されるべきです。いくつかの基準については、特にマイクロ規模、小規模、中規模のホテルおよび宿泊施設にとっても有用なガイダンスが提供されています(*Annex: Guidelines*)。

本スタンダードは、次のように活用することができます:

- 持続可能性を包括的に定義するものとして
- 持続可能性の範囲およびその本質に関する認識を高めるものとして
- 持続可能性の認証の基盤として

[2] 5 つの領域モデルは栄養、環境、健康、行動的相互作用、および精神状態の 5 つの領域を評価することによって、動物福祉を判定するための枠組み

- より持続可能な運営を目指すホテルおよび宿泊事業者に対する実践的な指針として
- 持続可能なサプライヤーおよびサービス提供者を特定するための指針として
- ホテルおよび宿泊施設がサプライヤーやパートナーを選択する際の指針として活用することで、持続可能な事業者が成長する市場へのアクセス拡大に寄与するものとして
- 消費者が信頼できるサステナブルなホテルおよび宿泊事業者を見分けられるように
- 持続可能なホテルを紹介する情報メディアにとって共通の参照枠を提供するものとして
- 公共部門および民間部門が持続可能なホテルに関する要件を策定する際の基礎として役立てられるように
- 大学、ホスピタリティ教育機関、業界団体などによる持続可能なホテルおよび宿泊施設に関する教育・研修の基盤として
- 他者の行動を促すリーダーシップを示すものとして

本スタンダードは、「GSTC Standard Setting Manual v3.0」に基づいて策定および改訂されたものです。同マニュアルは、ISEAL Alliance「Code of Good Practice for Sustainability Systems」を参照しており、分野横断的な持続可能性の基準に関する国際的な規範との整合性を確保するため、ステークホルダーとの協議および学術界からの知見を踏まえて作成されています。本スタンダードは 5 年ごとに見直され、その際に改訂の必要性について判断が行われます。今後の改訂計画および公開意見募集については www.gstc.org に掲載されます。また、同ウェブサイトでは、スタンダード策定のプロセスおよびその経緯に関する詳細な情報も提供されています。

GSTC ホテルスタンダード

基準	指標	SDGs
セクション A: 効果的で持続可能なマネジメントの実証		
効果的で持続可能なマネジメントとコミュニケーション		
A1 持続可能性に関するマネジメントシステム ホテルは、その規模および業務範囲に応じた、文書化された持続可能なマネジメントシステムのもとで運営されており、持続可能性を体系的に管理するとともに、継続的な改善を追求する。	1. ホテルは、本スタンダードで定義された持続可能性の各柱の主要な指針およびコミットメントを示した、文書によるサステナビリティ方針を有している。（ガイドライン参照） 2. 方針は正式に承認され、すべての従業員に周知されている。 3. ホテルは、その規模および業務内容に見合った持続可能性マネジメント計画を維持している。（ガイドライン参照） 4. 計画には、社会的・文化的・環境的な持続可能性指標について、定性的および／または定量的な目標が含まれている。 5. 目標は毎年見直され、必要に応じて更新されている。 6. ホテルは、持続可能性マネジメント計画の中で、潜在的な持続可能性リスクを特定している。（ガイドライン参照） 7. ホテルは、持続可能性マネジメント計画の実施を支援するため、適切な財務的および人的資源を配分している。 8. ホテルは、持続可能性マネジメント計画の実施状況を毎年確認し、その結果に基づき、必要に応じて計画を更新している。（ガイドライン参照）	
A2 法令遵守 ホテルは、保健・安全基準、労働者の権利、児童保護、人身売買および現代奴隷制の防止、ならびに動物福祉を含む、社会・文化・環境に関するすべての関連法令および規制を遵守する。	1. ホテルは、適用されるすべての地域および国の法令・規制について、最新の一覧を維持している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、すべての法的要件への遵守を確実にするため、内部方針および手順を策定、実施、徹底している。（ガイドライン参照）	

A3 お客様および従業員の福祉 ホテルは、潜在的な危険要因を特定し、あらゆる懸念事項に対応することにより、お客様および従業員のウェルビーイング[3]を支援するための措置を講じる。	1. ホテルは、従業員およびお客様の健康および安全を統括するため、担当責任者を任命している。（ガイドライン参照） 2. 担当従業員は国の機関が提供するプログラム、または社内研修を通じて、危険防止、緊急対応、および危機への備えに関する研修や啓発セッションに参加している。	
A4 報告およびコミュニケーション ホテルは、お客様を含むステークホルダーに対して、サステナビリティ方針、取組、およびその成果について情報発信を行い、支援を得られるよう努める。	1. ホテルは、従業員、サプライヤー、およびお客様を含むステークホルダーに対し、自社のサステナビリティ方針について情報発信を行っている。 2. ホテルは、サステナビリティ方針、目標、取組および成果をまとめた年次サステナビリティレポートを公表している。（ガイドライン参照） 3. ホテルのサステナビリティレポートは、個別施設、フランチャイズ、または企業のいずれのレベルで作成される場合であっても、規模、収容人数および想定される読者に適した形式で提示されている。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、サステナビリティレポート（または企業レベル、もしくはポートフォリオレベルのレポートの該当セクション）が、オンライン（例：ウェブサイト、ソーシャルメディア）またはオフラインで公開できる手段を通じて、一般にアクセス可能な状態にしている。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、正確な報告を確実に行い、継続的な改善を支援するため、事業運営に適した間隔（例：月次、四半期、半年、または年次）で、サステナビリティ関連データを収集およびモニタリングしている。（ガイドライン参照） 6. ホテルは、お客様、従業員、サプライヤーおよび地域社会を含むステークホルダーに、自社のサステナビリティの取組についてフィードバックを行う機会を提供している。（ガイドライン参照）	 

[3] 心身の健康・安全

A5 正確なプロモーション ホテルは、すべての販促資料および広報活動において透明性と検証可能性を確保し、提供内容、施設、客室タイプ、サービス基準およびサステナビリティへの取り組みに関して誤解を招く表現なく正確に伝えている。	1. ホテルは、メディアおよび館内掲示物を含むすべての販促資料が、自社の施設およびサービスを正確に表現していることを保証している。 2. ホテルは、販促資料において自社のサステナビリティの取組および誓約が正確に表現されるよう徹底している。すべての主張は、実際の取組に基づき、検証可能なデータまたは文書によって裏付けられている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、自社のサステナビリティ誓約について、ウェブサイト、年次サステナビリティレポート、またはその他の公開プラットフォーム（例：ソーシャルメディア、パンフレット）を通じて、透明性が高く、容易にアクセス可能な情報を提供している。	
A6 情報共有およびガイダンス ホテルは、地域の自然的および文化的特性に関する情報を提供し、自然または文化的な場所を訪問する際の適切な行動について説明する。	1. ホテルは、地域の自然環境、地域文化および遺産について、従業員向けの研修を提供している。 2. ホテルは、地域の自然環境、地域文化および遺産に関する情報を、お客様が容易に利用できるようにしている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、ホテル内および周辺地域において敬意ある行動を促進するため、従業員向けの行動指針を文書化して整備するとともに、その内容を宿泊客に周知している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、館内、周辺地域、およびエクスカーション、ツアーまたは各種アクティビティの実施時における、敬意ある行動を促すための文書化されたガイドラインを提供している。 5. ホテルは、デジタル形式の活用を含め、情報共有において環境に配慮した方法を優先している。（ガイドライン参照） 6. ホテルは、従業員およびお客様の双方にとって適切で理解しやすい言語で情報を提供している。 7. ホテルは、必要に応じて、アクセシブルな形式で情報を提供している。これらの形式は、障害のある人々に配慮したものであり、大きな文字での印刷、音声版、またはスクリーンリーダーに対応したデジタルコンテンツなどが含まれている。	

ステークホルダーの参画

A7 従業員の参画 ホテルは、持続可能性マネジメントシステムの策定、実施および継続的な改善に、従業員を参画させている。従業員は、体系的な研修、継続的な支援、および持続可能性への貢献に対する正当な評価を受けている。	1. ホテルはサステナビリティ方針および関連する行動計画の策定および実施に、従業員を参画させている。（ガイドライン参照） 2. 従業員は、ホテルのサステナビリティ方針および行動計画を実施するための、明確に定義された役割と責任を担っている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、サステナビリティの基礎および各自の役割についての理解を確実にするため、従業員に対しオリエンテーションおよび体系的なサステナビリティ研修を提供している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、出席者名簿や研修資料など、研修セッションまたはガイダンスの記録を保管している。 5. ホテルは、インクルーシビティ（包摂性）とアクセシビリティを確保するため、主な業務言語に堪能でない従業員に特に配慮し、関連するすべての従業員が理解できる言語で研修資料および参照資料を提供している。 6. ホテルは、従業員が自身の役割や責任を果たすために必要な職務関連の認証、資格、またはそれに相当する研修を取得できるよう支援している。 7. ホテルは、従業員の参加および継続的な改善を強化するため、従業員の参画およびフィードバックを定期的に見直し、その内容を記録している。	
A8 お客様の体験 ホテルは、持続可能性および責任ある取組に関するフィードバックを含め、お客様の満足度をモニタリングし、継続的な改善に努める。	1. ホテルは、お客様からのフィードバックを収集するための仕組みを維持している。 2. ホテルは、その規模および業態に適した方法を用いて、肯定的および否定的なフィードバックを定期的に収集し、見直している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、特定された問題、苦情、また不適合に応じて、是正処置を講じ、その内容を文書化している。 4. ホテルは、是正処置についてお客様に通知している。 5. ホテルは、明確なガイダンスおよび参加の機会を提供することにより、お客様がサステナビリティの取組に関与できるようにしている。	

A9 ステークホルダーとの連携 ホテルは、域内におけるサステナブルツーリズムの開発を支援し、ならびに貢献するため、関連するステークホルダーと協働する。	1. ホテルは、サステナビリティ目標を地域社会および地域全体の優先事項と一致させるため、DMO、NGO、観光局、地域リーダー、協同組合、または地域の観光関連団体など、関係する地域ステークホルダーとの連携状況を文書化し、管理している。（ガイドライン参照）	

建築物およびインフラ

A10 土地、水、および所有権 ホテルは、地域、共同体および先住民族の権利を尊重し、合法的かつ倫理的な手段によって土地、水および所有権を取得する。該当する場合には、自由意思に基づく事前の十分な説明を受けた同意を得るとともに、地域社会への潜在的な負の影響を特定し、適切に対処する。	1. ホテルは、土地や水などの主要な資源へのアクセスおよび利用に関して、必要なすべての法的文書が不備なく備えている。 2. 新規開発プロジェクト、拡張、または大規模な改修において、ホテルは、プロジェクトに関連する潜在的な影響を特定し、対処するために、影響を受ける地域の住民、伝統的、または先住民族コミュニティ、ならびに関連する NGO と協議が行われたことを示している。（ガイドライン参照） 3. 伝統的なコミュニティおよび/または先住民族が影響を受ける可能性のある地域での新規開発または土地取得プロジェクトにおいて、ホテルは適用されるすべての規制を遵守している。そのような規制がない場合、ホテルは影響を受けるコミュニティとの協議を通じて、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（Free, Prior, and Informed Consent, FPIC）」の原則に従っている。 4. ホテルは、住民、近隣住民、または地域組織などの外部ステークホルダーが、土地、水、または財産権を含むホテルの運営や開発に関連する懸念を提起できるよう、苦情受付の仕組みを整えている。 5. ホテルの年次サステナビリティレポートでは、土地および水の使用が、適用されるすべての法的要件および締結された合意事項を遵守していることを確認している。	
A11 用地選定、計画および開発 ホテル施設の用地選定、計画、開発、および関連する活動において、環境収容力、文化的整合性、ならびに社会的影響を考慮する。これは、新規建設、増築、改修、更新、ならびに既存施設の改装を含む、すべての開発行為に適用する。	1. 新規開発、拡張、または大規模な改修において、ホテルは適用される法的要件および手続きに従い、用地選定、計画、および建設に関するすべてのライセンスおよび許可を取得している。（ガイドライン参照） 2. 新規開発、拡張、または大規模な改修プロジェクトにおいて、ホテルは、環境への影響などのサステナビリティに関連するリスク評価を計画プロセスの一環として実施している。（ガイドライン参照） 3. 新規開発、拡張、または大規模な改修において、周辺の景観、ならびに文化的、自然的、遺産的価値のある場所を保護するため、用地選定、設計およびアクセスが計画されている。必要に応じて、ホテルは、地方自治体および地域社会と協議し、保全措置の特定および実施をしている。（ガイドライン参照） 4. 保護区域または生態学的に重要もしくは脆弱な自然地域の近接地の新規開発、拡張、または大規模な改修において、ホテルは景観や生態系の連続性を妨げないよう、計画および建設段階	

	で必要な措置を講じている。これらの措置には、主要な景観的特徴、野生動物の回廊、および周辺の自然地域を結ぶアクセス経路の保全が含まれている。	
A12 建築物、建設、およびインフラ ホテルの建築物、インフラ、および建設活動の開発および維持管理においては、地域の文化、生態系、および生物多様性と調和し、環境および社会への影響を最小限に抑える。これは、すべての新規建設、増築、改修、および更新に適用する。	1. ホテルは、建設、拡張および開発プロジェクトにおいて、居住地および合法的な就労資格がある適格な地域人材の活用を、可能な限り優先している。（ガイドライン参照） 2. 新規建設、改修、または拡張が行われる場合、ホテルは、地域で調達された建築工法および資材の使用、ならびに環境負荷の低い選択肢、または認められたサステナビリティの認証を受けたものの使用を優先している。 3. 建設、拡張、または大規模な改修が行われている際、ホテルは、土壌、土砂、ならびに汚染物質が適切に回収・ろ過され、環境汚染を防止できるよう、流出水を管理・低減するための効果的な措置を講じている。 4. 建設、拡張、または大規模な改修が行われている際、ホテルは、近隣の河川、湿地、および集水域が建設活動によって負の影響を受けないようにしている。また、該当する場合は、地表流出水を最小限に抑え、自然な水の流れを保全するための設計上の措置を講じている。 5. ホテルは、地域の生物多様性を維持するため、造園および装飾において在来種または固有種の植物の使用を優先している。また、すべての場合において、侵略的外来種の使用は避けている。（ガイドライン参照） 6. 建設、拡張、または大規模な改修が行われている際、ホテルは廃棄物の発生抑制、資材の再使用、および可能な限りのリサイクルまたはアップサイクルという優先順位に従い、環境に配慮した方法で建設廃棄物を管理している。	

責任ある調達

A13 調達

ホテルは責任ある調達方針を実施しており、地元産、フェアトレード、環境に配慮した製品およびサービスを優先的に選定することで、調達プロセス全体における環境負荷を最小限に抑え、地域社会への利益を最大化する。

1. ホテルは、業務に使用される製品およびサービスに関して、フェアトレード、地元産、および環境に配慮したものを優先する旨を明記した調達方針を有している。
2. ホテルは、環境または社会への影響が大きい調達カテゴリーに対して、目標を設定している。（ガイドライン参照）
3. ホテルは、事業を運営している地域内またはその近隣の事業者によって生産・供給される製品およびサービスについて、入手可能であり、法令を遵守し、かつ十分な品質が確保されている場合には、優先的に調達するための目標を設定している。（ガイドライン参照）
4. 地元での調達が困難な場合、ホテルは、フェアトレード・供給者、協同組合、または倫理的かつ責任ある調達を実践していることが証明された事業者から調達された製品を優先している。（ガイドライン参照）
5. 調達方針は、循環型経済の原則に従い、再利用可能、返却可能、またはリサイクル素材を使用した製品（持ち帰り用の飲食容器やプラスチック製品を含む）の使用を優先し、使い捨て製品の使用を避けられない場合には、リサイクル素材、および／またはリサイクル可能な素材で作られたものを優先している。
6. ホテルは、調達に関する文書化された方針および手順を通じて、使い捨て製品の排除に向けた措置を講じている。（ガイドライン参照）
7. ホテルは、館内表示、マーケティング資料および販促物のすべてにおいて、電子化、再利用可能な仕様、または再生素材もしくはリサイクル可能な素材の使用を徹底し、環境負荷の低減を図るとともに、可能な範囲で地域調達を行っている。
8. ホテルは、該当する地域および国の法令ならびに国際的に認められた保全基準を遵守し、危急種、絶滅危機種、または絶滅危惧種[4]に指定されている種に由来する製品を購入、販売、または使用していない。
9. ホテルは、地元で調達された製品およびサービスの割合、環境に配慮した製品の比率、またはフェアトレードやその他の検証された



[4]日本の環境省及びレッドリストではでは、それぞれ「絶滅危惧（Threatened）」、「絶滅危惧 IA 類（Critically Endangered, CR）」、「絶滅危惧 IB 類（Endangered, EN）」、「絶滅危惧 II 類（Vulnerable, VU）」と訳されている。WWF では「絶滅危機種（Threatened）」、「近絶滅種（Critically Endangered, CR）」、「絶滅危惧種（Endangered, EN）」、「危急種（Vulnerable, VU）」訳されている。

	責任あるルートを通じて入手された割合などの主要業績評価指標（KPI）を使用して、調達の状況をモニタリングしている。 10. ホテルは、サプライヤーの評価プロセスにサステナビリティ指標を組み込んでいる。 11. ホテルは、環境負荷を削減するための措置を講じ、その内容を文書化しているサプライヤーを優先している。（ガイドライン参照） 12. ホテルとサプライヤーとの契約には、該当する場合、提供される製品またはサービスの内容に応じたサステナビリティ関連の要件が含まれている。（ガイドライン参照） 13. ホテルは、該当する場合、少なくともサプライヤーの選定プロセス、ならびに各契約更新時に、サプライヤーのコンプライアンス状況を確認している。（ガイドライン参照） 14. ホテルは、野生由来の製品を提供するサプライヤーが、野生生物の採取および取引に関して、該当する国内外の法令ならびに必要に応じて国際的な規制を遵守していることを確実にするため、デューデリジェンスを実施している。	
A14 食品および飲料 ホテルは、環境的および社会的に責任ある食品および飲料の選択肢を推進、提供し、地元産、オーガニック、植物由来、および倫理的に生産された代替品を優先するとともに、食品ロスの削減および持続可能なサービス慣行を実施する。	1. ホテルは、植物由来、ベジタリアン、および／またはヴィーガンの選択肢を含む食事サービスを提供している。可能な限り、各コース（前菜、メイン、デザート〔該当する場合〕）ごとに、少なくとも一品は植物由来の料理であることを明確に表示している。（ガイドライン参照） 2. ホテルが食品および飲料のサービスを提供していない場合には、認められたサステナビリティの認証を受けている事業者を含め、サステナブルな調達を実践している近隣の飲食店を推奨、あるいは紹介している。 3. ホテルは、地元産、および／または、オーガニック、フェアトレード、もしくは同等の認められたサステナビリティの認証を受けた植物由来の食材の購入を優先している。 4. ホテルは、責任ある管理および消費を促進し、食品ロスを削減するため、厨房、ビュッフェ、およびダイニングエリアにおいて取組を実施している。（ガイドライン参照）	

基準	指標	SDGs
セクション B: 地域社会への社会的・経済的な便益の最大化、負の影響の最小化		
地域社会への社会的・経済的便益		
B1 地域社会への支援 ホテルは、地域社会のニーズに対応し、包摂的な発展を促し、持続可能な経済的および社会的便益を推進する体系的な取組を通じて地域社会を支援する。	1. ホテルは、地域社会および関連するプロジェクトに対し、継続的な資金面または物資面支援の提供を行う。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、地域社会に対して行われた貢献の水準および内容を記録し、モニタリングしている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、その規模に応じて実行可能な範囲で、地域住民の雇用可能性の向上を目的とした協力プログラムまたはスキル開発プログラムを提供している。（ガイドライン参照）	
B2 地域雇用 ホテルは、地域住民が雇用機会を得て、リーダー職や管理職を含む組織内での昇進を図ることができるよう、公正かつ公平な機会を提供する。	1. ホテルは、必要なスキル、経験、または資格など、職務関連の要件を満たす地域住民に対し、公正かつ公平な雇用機会を提供することを約束する文書化された方針を設けている。 2. ホテルは、正社員および非正規社員の双方に対し、透明性および包摂性を備えた採用慣行を通じて、当該方針を実施している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、管理職および監督職を含め、全従業員に占める地域出身従業員の割合をモニタリングしている。 4. ホテルは、地域雇用を支援するサプライヤーを優先している。	
B3 地域起業家の支援 ホテルは、地域の起業家および地域社会または非営利組織が所有するビジネスに対し、その製品やサービスの開発、改善、または販売を支援する。この取組は、地域経済の強化および持続可能なビジネス慣行の促進を目的とする。	1. 必要に応じて、ホテルは地域の自然、歴史、または文化を反映した製品およびサービスの開発または改善を行っている地域の起業家および地域社会または非営利組織が所有するビジネスを支援し、当該製品およびサービスのリストを管理している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、地域の起業家および地域社会または非営利団体が所有する事業者の製品およびサービスを宿泊客に紹介、促進している。（ガイドライン参照）	

B4 地域社会サービスと生活 ホテルの運営および商業活動が、地域社会のサービス、生活または必要とする資源へのアクセスに対して、負の影響を及ぼさないようにする。	1. ホテルの運営は、地域社会の必要とする生活手段へのアクセスを制限していない。（ガイドライン参照） 2. ホテルの運営は、地域の通行権および交通路線を妨げることなく、地域社会への移動の確保と保護をしている。 3. ホテルの活動は、地域の住居へのアクセスを制限したり、地域住民の自宅への移動を妨げたりしていない。 4. ホテルは、地域社会が苦情を申し立てできる仕組みを設けている。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、報告された事項を文書化し、迅速に対応し、必要に応じて、その結果を関係するステークホルダーと共有している。	
B5 すべての人のためのアクセス ホテルは、敷地、施設およびサービスが、可能な限り、すべての人がアクセス可能であることを確実にし、そのニーズを満たすために継続的な改善に取り組む。また、アクセシビリティに関する設備、制約および提供されるサービスについて、包括的で正確かつ信頼できる情報を提供する。	1. 可能かつ実行可能な範囲で、ホテルは、多様な身体的（移動、視覚、聴覚）および神経多様性（感覚および認知）に関する多様なアクセスニーズを持つ人々に配慮し、構内の主要なエリアがアクセス可能で包摂的となるよう確実に行っている。 2. ホテルは、継続的な改善のための計画または戦略を維持することにより、多様なニーズを持つ人々のためのアクセシビリティの継続的な向上を示している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、予約前および到着前に、アクセシビリティに関する設備の内容ならびに関連するサービスの依頼方法について、明確かつ具体的な情報を提供している。 4. ホテルは、心身の状況に関わらずあらゆるお客様が内容を明確に理解し利用できるよう、アクセシブルな形式でコミュニケーション資料を提供している。 5. ホテルは、アクセシビリティに関する設備およびサービスの構築、実施、ならびに改善のプロセスにおいて、障害のある人々を参画させている。 6. ホテルは、家具の選定および配置においてアクセシビリティへの配慮を確実に行うことにより、地域のアクセシビリティ関連法令の要件を超えた取組を行っている。	

人材および倫理基準

B6 行動規範 ホテルは、従業員、サプライヤー、およびお客様の行動および振る舞いの指針となる、文書化された行動規範を有する。	1. ホテルは、国際的に認められた枠組みに整合した、あらゆる形態の搾取、ハラスメント、虐待、または人身売買に対するゼロ・トレランス方針[5]を含む、書面による行動規範を設けている。（ガイドライン参照） 2. 行動規範には、言語的および非言語的行動の両面における、敬意あるコミュニケーションに関する明確な指針が含まれている。 3. 行動規範には、お客様および地域社会の子ども、青少年、学生、インターンを含む未成年者との不適切な関わりを防止するための、明確な指針および保護措置が含まれている。（ガイドライン参照） 4. 行動規範には、障害のある人々、高齢者、または社会的排除の状況にある人々など、脆弱な立場や疎外された集団に属する個人に対して、敬意を払い、かつ差別のない関わりを確保するための明確な指針が含まれている。（ガイドライン参照） 5. 行動規範は、すべての従業員に周知され、定期的に更新されている。 6. ホテルは、すべての従業員に対して行動規範に関する定期的な研修および指導を実施しており、レビューや検証のために記録を管理している。（ガイドライン参照）	
B7 搾取、ハラスメント、人身売買 ホテルは、強制労働を含む、あらゆる形態の搾取、ハラスメント、および人身売買に対する包括的なゼロ・トレランス方針を実施するとともに、子供（未成年者）、青少年、女性、先住民族、マイノリティ、障害のある人々、およびその他の脆弱な立場にある人々に対し、保護を強化する。	1. ホテルは、搾取、ハラスメント、および人身売買の事案を特定、監視、報告し、機密性を保った通報、事案への対応の手順とともに、児童労働を防止するための書面による方針を有している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、ホテルの運営に直接関与する従業員、お客様、サプライヤーを含むステークホルダーに対して、当該方針を社内外に周知している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、法令および規定の遵守を確実にするため、当該方針および手順の実施状況をモニタリングしている。 4. ホテルは、搾取およびハラスメントの事案を認識し、報告するためのガイダンスおよび研修を従業員に提供している。 5. ホテルは、児童労働または違法労働が行われていないことを証明する記録を管理している。	

[5] 規律違反やハラスメント、不正行為に対して「一切の例外を認めず、厳格に罰する」対応方針

	6. ホテルは、サプライヤーに対して当該方針の遵守を求めるとともに、これらの要件をサプライヤーの選定、契約、コミュニケーション、および継続的な評価に組み込んでいる。	
B8 雇用における包摂性および平等 ホテルは、すべての職位および役職において、包摂的かつ平等な雇用機会を提供している。また、その雇用方針は、個人の能力や実力に基づかない特性による差別を明示的に禁止する。	1. ホテルは、性別、年齢、人種、国籍、民族的出自、肌の色、宗教、性的指向、性自認または性表現、婚姻状況または家族構成、遺伝的特性、障がい、ならびに能力や実力に基づかない要因による差別を明示的に禁止する、書面による包摂的な雇用方針を有している。 2. ホテルは、必要に応じて方針を定期的に見直し、更新している。 3. ホテルは、差別のリスクのあるグループを特定し、文書化するとともに、能力や実力に基づかないすべての関連特性を認識したうえで、その認識を雇用および人事慣行に反映させている。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、職場およびお客様との関わりにおいて、偏見および差別を認識、防止、対処するための研修を従業員に提供している。 5. ホテルは、管理職を含むすべての役職において、平等な雇用機会の実施状況をモニタリングしている。	
B9 ディーセントワーク[6] ホテルは、安全で安心な労働環境の確保、生活賃金の支給、ならびに定期的な研修およびキャリア形成の機会を提供することで、労働者の権利を尊重する。この取組は、直接雇用の従業員と外部委託の労働者の双方に適用し、脆弱な立場の労働者を搾取から保護するための措置を講じる。	1. ホテルは、関連するすべての国内労働関連法規を遵守し、業務に関与する契約先企業の雇用者を含むすべての労働者に対して、安全かつ安心な労働環境を確保している。さらに、適用される場合には、国際労働機関（ILO）の条約および国際基準に準拠している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、すべての直接雇用の従業員に対し、国内法令および雇用制度に沿った健康、医療、社会保障に関する制度を利用できるようにしている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、契約社員および臨時雇用の従業員を含むすべての従業員が、国内または地方の労働法令で定められた法定最低賃金以上の賃金を受け取っていることを確実にしている。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、業績、勤続年数、スキルの向上などの測定可能な基準に基づいて給与調整を行うため、従業員の賃金に関する年次の見直しのプロセスを実施している。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、従業員の職務に関連した適切な研修、専門能力開発、および昇進や職務拡大に向けた明確なキャリア形成を提供している。また、すべての従業員について、受講した研修のレベルおよび頻度を示す研修記録を管理している。	

[6] 働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、 自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、 全ての人のための生産的な仕事

	6. ホテルは、定期的なアンケートまたはフィードバックの仕組みを通じて、従業員の満足度をモニタリングし、その結果を記録している。 7. ホテルは、従業員が安全かつ機密性を確保した形で苦情を提起、対処できる仕組みを整備しており、その仕組みの利用に対して報復や不利益な取扱いを受けることがないよう、明確な保護措置を講じている。	

基準	指標	SDGs
セクション C：文化遺産の恩恵の最大化、負の影響の最小化		
C1 文化的相互作用 ホテルは、文化的に尊重した相互作用が図られるよう、お客様および従業員に対して、地域の文化に関する情報を提供する。また、地域社会および先住民族からの懸念に対応するためのコミュニケーションの仕組みを整備し、必要に応じて是正措置を講じる。	1. ホテルは、文化的に尊重した相互作用が図られるよう、地域文化や、有形・無形の文化遺産に関する教育または解説資料をお客様に提供している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、フロント、お客様サービス、コンシェルジュ、料飲などの接客部門の従業員に対し、文化的に尊重した相互作用を促進するよう、地域の慣習、伝統およびエチケットに関するガイダンス、研修、および関連資料を提供している。また、その他の従業員に対しても、それぞれの役割に応じた一般的な意識向上研修を受けられるようにしている。 3. ホテルは、地域社会または先住民族が、ホテルの運営またはお客様の活動に関連する負の影響について、懸念の提起、報告ができる連絡窓口を保持している。 4. ホテルは、文化的な相互作用に関するすべてのフィードバックを見直し、適切に対応している。（ガイドライン参照）	
C2 文化遺産の保護 ホテルは、歴史的、考古学的、伝統的、および精神的な意義を有する文化遺産の保護および価値向上に貢献し、地域住民によるアクセスを妨げない。	1. ホテルは、資金援助、物的資源の提供、および／または関係するステークホルダーとの協働を通じて、地域の文化遺産の保護および価値向上に貢献している。 2. ホテルは、事業運営が文化遺産サイトへの地域住民のアクセスを妨げないようにしている。	
C3 文化および遺産の紹介 ホテルは、すべての知的財産権を尊重しつつ、伝統的および現代的な地域文化の本質の価値を見出し、運営、デザイン、装飾、料理、または店舗に取り入れる。	1. ホテルは、地域の職人によって制作された、または地域内で創作されたアート、工芸品、またはデザイン的な要素を、共有スペースおよびお客様向けの空間に取り入れている。（ガイドライン参照） 2. 該当する場合、ホテルは文化遺産的な要素（伝統音楽、舞踊、料理、パフォーマンス、工芸などの）を、法令を遵守し、事業運営に取り入れている。 3. ホテルは、音楽、美術作品、デザイン、伝統工芸、またはパフォーマンスなどの文化的な紹介に関して、必要な許可を取得することにより、知的財産権を尊重している。 4. 先住民族、少数民族、または社会的少数派にとって機微で伝統的な、または固有の文化遺産の要素を紹介する場合、ホテルは	

	正確性、敬意、および適切な表現を確保するため、関連する現地の専門家、NGO、または当該コミュニティの代表者と協議している。	
C4 考古学的な工芸品 考古学的な工芸品は、適用される国内外の法令により許可されている場合を除き、販売、取引、または展示を行わない。	1. ホテルは、考古学的な工芸品を使用する際、関連するすべての国内外の法令、および条約を遵守している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、所有するすべての考古学的な工芸品について、その出所、使用および展示状況、ならびに法的所有権または保管権を記録した内部台帳を管理している。（ガイドライン参照）	

基準	指標	SDGs
セクション D：環境メリットの最大化、環境負荷の最小化		
資源の保全		
D1 省エネルギー ホテルは、事業運営全体におけるエネルギー使用量を測定およびモニタリングするとともに、消費量を削減するための措置を講じ、再生可能エネルギーの利用拡大を図る。	1. ホテルは、事業運営全体の総エネルギー使用量、およびエネルギーの種類ごとに、お客様 1 泊当たり、または稼働客室 1 室当たりのエネルギー使用量を測定している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、利用可能な場合には再生可能エネルギー源を使用し、施設内で生成、または外部から購入した再生可能エネルギーの供給源およびその割合を、年次サステナビリティレポートで報告している。 3. ホテルは、総エネルギー消費量の削減および再生可能エネルギーの比率拡大に向けた年次目標を設定し、その進捗状況を毎年追跡している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、エネルギー使用量を削減するための実践的な措置を講じている。これには、省エネルギー型の照明や機器の使用、効果的な温度管理および断熱による冷暖房システムの改善、可能な場合には自然換気の活用、および不使用時の照明、設備、車両の消灯・電源オフの徹底が含まれている。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、最適な効率と性能を確保するため、空調システム（HVAC）、冷蔵・冷凍設備、ボイラー、その他の主要設備を含むエネルギーおよび水関連設備の定期的なメンテナンスを実施している。（ガイドライン参照） 6. ホテルは、すべての屋外冷暖房の運用において、非再生可能燃料の使用を達成可能な最大限の範囲で削減している。（ガイドライン参照） 7. ホテルは、現場の委託業者および従業員に対し、省エネルギーの実践に関する研修またはガイダンスを提供している。 8. ホテルは、エネルギーに関する方針および取組について、お客様に周知している。	

D2 節水 ホテルは、事業運営全体における水使用量を測定およびモニタリングし、消費量を削減するための措置を講じており、特に水リスクの高い地域においては、適切な水資源管理の目標を追求する。	1. ホテルは、信頼性のある情報源または枠組みを用いて、当該地域における水リスクの水準を特定し、その内容を文書化している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、水供給が法令を遵守した供給源に由来し、かつ地域の環境流量（自然流量）に負の影響を及ぼさないものであることを確実にしている。 3. ホテルは、事業運営全体における総消費量を供給源別（例：公共水道、地下水、海水）に測定しており、お客様 1 泊当たり、または稼働客室 1 室当たりの水使用量を測定している。 4. ホテルは、水消費量を削減するための年次目標を設定し、その進捗状況を毎年追跡している。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、水使用効率の高い設備（例：蛇口、シャワーヘッド、トイレ、家電機器における節水型設備）の導入に注力するとともに、事業運営全体における節水の取組を強化している。 6. ホテルは、植物への水やりや清掃手順などの屋外業務において水を効率的に利用し、灌漑およびメンテナンスが節水に最適化されていることを確実にしている。（ガイドライン参照） 7. ホテルは、連泊するお客様向けにリネンの再利用プログラムを導入しており、お客様のプログラム参加状況をモニタリングしている。 8. ホテルは、現場の委託業者および従業員に対し、節水の実践に関する研修またはガイダンスを提供している。 9. ホテルは、水資源管理方針および取組について、お客様に周知している。	

汚染の削減

D3 温室効果ガスの排出 ホテルは、事業運営に伴う温室効果ガス（GHG）排出量を特定・測定し、それを回避または最小化するための措置を講じるとともに、世界的な脱炭素化目標および地域の戦略を支援するため、排出量削減に向けた公式かつ公的なコミットメントを表明する。	1. ホテルまたはその親会社グループは、明確な目標に裏付けられたGHG 排出量削減に向けた公的なコミットメントを表明している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、持続可能性マネジメント計画に合わせ、スコープ 1 およびスコープ 2 に関する年間の GHG 削減目標を設定している。 3. ホテルは、スコープ 1（燃料使用、公用車、施設内設備からの直接排出）およびスコープ 2（購入した電力、暖房、または冷房からの間接排出）の年間温室効果ガス排出量を追跡している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、事業運営において GHG の排出を回避し、最小化するための措置を講じている。 5. ホテルは、年次のサステナビリティレポートにおいて GHG 排出量を報告している。少なくとも、スコープ 1 およびスコープ 2 を報告および開示し、実行可能かつ利用可能な場合にはスコープ 3 についても報告している。 6. ホテルは、スコープ 1 およびスコープ 2 の排出量を削減し、可能な場合は、スコープ 3 の排出量にも対応した上で、事業の規模、予算、および運営能力に応じて、残存する排出量の一部または全部をオフセットしている。（ガイドライン参照） 7. ホテルは、省エネルギーおよびサステナビリティへの取組の一環として、有害な冷媒ガスを段階的に廃止し、環境に配慮した代替品へと移行するための戦略を有している。	
D4 交通・輸送手段 ホテルは、お客様、従業員、サプライヤー、および運営における、交通・輸送手段の使用をなるべく抑えるとともに、よりクリーンで効率の高い代替手段の利用を促進する。	1. ホテルは、事業運営において、最も環境に配慮し、かつ効率的な交通手段を利用している。 2. ホテルは、従業員の通勤負担を軽減するため、カーシェアリングや送迎などの交通手段を提供している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、お客様および従業員向けの駐車場を備えている場合、敷地内に直接、または近隣施設との契約を通じて、お客様および従業員が利用可能な電気自動車充電スタンド（EVCS）を提供している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、可能な場合には、お客様および従業員向けに自転車の保管場所または関連設備を提供している。 5. ホテルは、該当する場合には、代替交通手段に関する情報をお客様に提供している。（ガイドライン参照）	

D5 廃水 ホテルは、中水を含む廃水が適切に管理・処理され、地域住民および生態系に負の影響を及ぼさないよう、安全かつ優良な水質基準を満たす場合にのみ、再利用または放流されることを確かにする。	1. ホテルは、廃水に関して該当する法令を遵守している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、法的および環境要件に沿った安全な排水が行われていることを示す証拠を文書化している。 3. ホテルは、可能な場合には、環境負荷を軽減し節水を促進するために、非飲用用途や灌漑への中水の再利用など、水の再利用に関する取組を実施している。 4. ホテルは、廃水の適切な放流および処理に関する運用ガイドラインを遵守するために、技術担当従業員に対して廃水管理に関する研修を提供している。	
D6 廃棄物 ホテルは、廃棄物階層に沿って固形廃棄物を管理し、廃棄物の発生抑制、食品廃棄物および使い捨てプラスチックの排除、ならびに再利用、リサイクル、回収の最大化を目的とする。残余廃棄物は、地域社会および環境への負の影響を避けるため、法令に認可された環境に配慮した方法で管理する。	1. ホテルは、廃棄物量の削減に取り組むことを明示した、書面による廃棄物管理方針を有している。 2. ホテルは、廃棄物階層に基づいた固形廃棄物管理計画を策定している。当該計画には、廃棄物全体の削減に向けた取組が含まれており、資材の再利用、リサイクル、または回収を優先している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、発生した総固形廃棄物量を種類別に、お客様 1 泊当たり、または稼働客室 1 室当たりで計測している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、固形廃棄物の発生量削減に向けた年間目標を設定し、廃棄物管理計画に沿ってその進捗を追跡している。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、最低限の要件として、基本的な廃棄物分別のためのインフラ（例：共用エリアのリサイクル用ゴミ箱など）を提供している。（ガイドライン参照） 6. ホテルは、使い捨て製品の使用状況をモニタリングし、使い捨てプラスチック、使い捨て包装材、再利用できないお客様用アメニティなど影響の大きい品目を優先して、これらを排除または削減するための取組を実施している。 7. ホテルは、施設内で回収されないすべての廃棄物が、法令に基づき認可または承認された廃棄経路を通じて管理されていることを確実にしている。（ガイドライン参照） 8. ホテルは、廃棄物管理業務に関与する従業員に対して、廃棄物の発生の最小化、および適切な分類、分別、処分に関する定期的な研修およびガイダンスを提供している。また、研修記録および関連文書を管理している。	

	9. ホテルは、明確なサイン表示、客室内の案内資料、ならびにデジタルコミュニケーションを活用し、施設全体における廃棄物の最小化の取組および適切な廃棄物の分別、廃棄に関する情報とガイダンスをお客様に提供している。	
D7 有害物質 ホテルは、利用可能な場合には環境に配慮した製品およびプロセスを選択することにより、事業運営における有害物質の使用を最小限に抑える。また、化学物質の保管、使用、取扱い、および処分を、適切かつ安全に管理する。	1. ホテルは、すべての有害物質について、最新の在庫一覧および安全データシートを保持している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、使用傾向および代替機会を特定するために、化学物質の使用状況全体をモニタリングしている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、造園作業を含め、利用可能な場合には、認められたサステナビリティ基準の認証を受けた代替品へ切り替えるための目標を設定し、その進捗状況を定期的に見直している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、化学物質による汚染を防止するため、すべての化学物質が関連する安全基準および環境規制を遵守して保管、取扱い、および処分されていることを確実にしている。 5. ホテルは、化学製品の安全な取扱い、保管、および処分に関して、従業員に研修と明確なガイダンスを提供している。（ガイドライン参照） 6. ホテルは、該当する場合にはサンゴ礁に無害な日焼け止め、環境に配慮した虫除け、詰め替え可能なバスアメニティなど、地域環境への影響がより少ないパーソナルケア製品およびサービスについてお客様に案内している。	
D8 汚染の最小化 ホテルは、騒音、光、流出水、侵食、オゾン層破壊物質、ならびに大気・水・土壌の汚染物質を含む、複数の発生源による汚染を最小限にするために、潜在的な発生源を特定し、影響をモニタリングするとともに、的を絞った是正措置を講じる。	1. ホテルは、立地および運営状況に基づき、潜在的な汚染源を特定している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、直接管理している特定された汚染源からの汚染を防止および削減するための対策を講じている。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、講じた対策の有効性を評価し、継続的な改善を支援するため、汚染レベルを定期的にモニタリングおよび見直している。 4. 騒音源が特定された場合、ホテルは、屋外音楽、花火、イベント、または音響設備など、自社の事業運営により発生する騒音について、お客様および周辺地域への影響を最小限に抑えるための措置を講じ、適切に管理している。 5. ホテルは、特に保護された自然地域、敏感な地域、または沿岸地域、およびその近隣において、光害を最小限に抑えるための措置を講じている。（ガイドライン参照）	

	6. 喫煙は、明確に指定された屋外エリア、または法令により認められている場合に限り、非喫煙者の曝露を最小限に抑えるよう分離、換気、および管理された専用の屋内喫煙室においてのみ許可される。	

生物多様性、生態系、景観の保全

D9 生物多様性の保全 ホテルは、自然生態系を妨げることを最小限に抑えつつ、生物多様性の保全に貢献する。	1. ホテルは、その地域において法令および／または国際的に保護されている区域や種を特定し、文書化している。（ガイドライン参照） 2. ホテルが、自然保護区域、生態学的に敏感な地域、生物多様性の価値が高い区域、または自然生息地に直接影響を及ぼす可能性のある地域に位置する場合、その環境影響を管理するための戦略を有している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、生物多様性の保全に対し、金銭的および／または現物による貢献を行い、記録している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、生物多様性の保全を支援するために、自社の敷地および施設を管理している。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、他の地域において緊急の保全ニーズが特定されない限り、事業を展開する地域の生物多様性の保全を優先的に支援している。	
D10 侵略的外来種 ホテルは、侵略的外来種の侵入および拡散を防止するための措置を講じるとともに、可能な限り在来種を優先する。	1. ホテルは、その所在地および施設に関連する、侵略的な外来植物および動物種の文書化されたリストを保持している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、侵略的外来種が確認された場合、迅速に報告および除去を行うため、当局または保全団体と連携している。 3. ホテルが造園エリアや庭園を有する場合、または装飾に生きた植物を使用する場合には、侵略的外来植物種の侵入および拡散を防止する造園および調達の方針を遵守している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、造園に使用されている植物の一覧を保持し、在来種または固有種を特定した上で、可能な限りそれらの種を優先している。（ガイドライン参照）	

D11 野生生物との相互接触 ホテルは、動物福祉を優先し、自然を保護し、生態系への害を防止するための、責任ある取組を実施する。	1. ホテルが野生動物ツアーや自然地域への訪問を提供する場合、当該ツアーの提供者が地域の野生動物に関する規制を遵守し、動物福祉を優先し、自然を保護し、かつ公衆の安全を確保する責任ある慣行に従うよう徹底している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、直接管理する環境におけるあらゆる形態の相互作用において、動物と人間の双方を保護するために設計された安全手順を策定し、実施している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、直接管理する環境内において、訪問者と野生動物とのあらゆる近接接触を禁止している。これには、給餌、共に泳ぐ行為、接触、抱きかかえる行為、または近距離での写真撮影が含まれる。 4. 動物との相互作用が主要な観光アクティビティとなっている目的地において、ホテルは、野生動物の保全および責任ある行動に関する明確で分かりやすい情報をお客様に提供し、動物福祉および自然生息地を保護する行動を促している。	
D12 動物福祉 ホテルは、飼育、所有、または管理するあらゆる動物について、関連する法令および業界の優良事例に基づくガイドラインを遵守し、最高水準の動物福祉の基準に従う。	1. ホテルが動物を所有または管理している場合、該当する制度がある場合には、関係政府当局または指定機関から必要な許可または承認を取得し、維持している。 2. ホテル内に動物が一時的または恒常的に存在する場合、その飼育施設、ケア、および取扱いは、地域、国内、および国際的な規制を遵守している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、動物を飼育または管理している場合、該当する場合には適切な資格を持つ人員を雇用するか、または外部委託している。（ガイドライン参照） 4. ホテルは、管理下にある動物の福祉および健康状態について、定期的にモニタリングを行い、その記録を保持している。（ガイドライン参照） 5. ホテルは、動物福祉や健康を損なう、あるいは動物に対して不自然な行動やストレスのかかる行動を強いるような、動物を利用した取組を一切行っていない。（ガイドライン参照）	

D13 野生生物種の採集および取引 ホテルは、野生生物種が違法または持続可能でない方法で、採取、消費、展示、販売、または取引されることが一切ないよう、責任を持って取り組む。	1. ホテルは、絶滅危機種、絶滅危惧種および希少種を含む、国内で保護されている種の一覧を管理している。（ガイドライン参照） 2. ホテルは、特に自然保護区内、またはその周辺に位置する地域、あるいは野生生物が観光活動に関わっている地域において、お客様および従業員に対し、お土産やその他の目的で、生きた野生生物、その一部または派生品を購入、販売、受取、もしくは使用しないようガイダンスを提供している。（ガイドライン参照） 3. ホテルは、当該活動が厳格に規制され、持続可能であることが明確に証明され、かつ関係当局の明示的な承認を得ている場合を除き、野生生物種の採取、消費、展示、販売もしくは取引、ならびに野生動物の取得または繁殖に従事または支援していない。	

附属：ガイドライン

A1. 持続可能性に関するマネジメントシステム

1. 方針は、持続可能性に関する計画および行動の基盤となるものである。

3. 計画は、ホテルの年間予算および人員体制と整合しており、持続可能性の取組の実施と目標達成のために十分な資源が配分されている。

6. リスクには、ホテルに影響を及ぼす可能性のある、またはホテルが影響を与える可能性のある環境的・社会的・文化的要因が含まれる。分析では、各持続可能性リスクに対する予防措置および潜在的な緩和策を特定する。

8. 実施状況の確認では、進捗を評価し、改善すべき領域を特定する。.

A2. 法令遵守

1. 適用される法令・規制には、人権、労働者の権利、保健・安全、土地および財産権、環境保護、廃棄物管理、児童福祉、人身売買および現代奴隷制の防止、文化遺産の保護、ならびに動物福祉が含まれる。適用法令・規制一覧は、可能な場合、アクセスしやすいようデジタル形式で管理する。遵守状況は定期的に確認し、必要に応じて更新する。ホテル敷地内のすべての構造物は、自然地域の保護、環境保護、および文化遺産の保全に関する適用規制を遵守する。遵守状況は定期的に確認し、必要に応じて更新する。土地の所有権および保有・利用に関する権利を文書化し、法的有効性ならびに地域の伝統的コミュニティおよび先住民族コミュニティの権利保護を確保するため、定期的に見直しを行う。

2. 方針および手順は、従業員研修、文書化された遵守状況の確認、および必要に応じた是正措置によって支えられている。ホテルは、関係当局が発行した有効な公的証明書や承認文書など、遵守を裏付ける文書化された証拠を保持する。特定の規制が存在しない場合でも、ホテルは、すべての防火設備が定期的に点検・試験され、適切に維持されるようにする。防火設備には、警報器、消火器、スプリンクラーが含まれる。さらに、ホテルは明確な避難計画および避難経路を策定し、お客様のエリアおよび従業員のエリアの目立つ場所に掲示し、その正確性とアクセスしやすさを確保するため定期的に見直す。詳細については、「GSTC 認証における国の保健・安全要件の法令遵守に関する GSTC の解説（GSTC Clarification on Legal Compliance with National Health and Safety Requirements for GSTC Certification）」を参照のこと。

A3. お客様および従業員の福祉

1. ホテルは、外部の労働安全衛生の専門家と契約するか、関連する研修（例：職場の危険要因の認識、リスクアセスメント、緊急対応）を受けた社内の従業員を担当者として指名することができる。研修はホ

テルの運営に直接関連する内容とし、定期的に更新する。ホテルは、施設を危険のない状態に保ち、良好な衛生状態、十分な安全・セキュリティ対策、および適切な緊急時対応計画を備えなければならない。

A4. 報告およびコミュニケーション

2. レポートには、エネルギーおよび水の使用量、廃棄物の発生量、温室効果ガス（GHG）排出量、責任ある調達の実践といった主要な指標に関する入手可能な定量データが含まれる。ただし、企業秘密または商業上の機密とみなされる情報については、機密性が保持される。年次サステナビリティレポートでは、定性的・定量的データおよびステークホルダーからのフィードバックに基づき、パフォーマンスの前年比較を示す。実施初年度、または比較の基準となるデータがない場合には、今後の比較の基準となる初期値を設定し、報告書に記載する。

3. 大規模な施設は、GRI や CSRD などの認められたフレームワークに沿った報告を行うことが推奨される。小規模なホテルは、その規模や地域の状況に応じた簡易的な方法を採用してもよい。ポートフォリオレベルまたは企業レベルで報告を行う場合は、フランチャイズ施設を含む各施設の個別のパフォーマンスを明確に区別する。

4. 情報は、要請に応じて、お客様、従業員、サプライヤー、地域社会の住民、その他のステークホルダーが入手できる。

5. 書面またはデジタル形式で保管されたデータは、機密性および適用される法的要件が守られる場合に限り、第三者と共有される。

6. フィードバックの仕組みは、ホテルの年次サステナビリティレポートに含めることができるほか、さまざまなチャネル（例：メール、オンラインフォーム、意見箱、宿泊後のアンケート）を通じて実施することができる。

A5. 正確なプロモーション

2. 主張は、誇張、一般化、コミットメントの示唆を行わず、実際に実施されていない取組に言及しない。

A6. 情報共有およびガイダンス

2. 情報共有では、デジタル資料（例：QR コード、アプリ）、サイネージや掲示物、客室内メディア、研修を受けた従業員による説明など、持続可能な形式を優先する。

3. ガイドラインは、環境、地域文化、地域社会、子ども、ホテルの従業員、または他のお客様に悪影響を及ぼす可能性のある行動を防ぐことを目的とする。デスティネーション（旅行目的地）の当局が提供するガイドラインがある場合には、それを活用する。

5. デジタル形式には、必要に応じて QR コード、オンラインガイド、モバイルアプリが含まれる。デジタル形式がお客様の体験を向上させない場合には、個別の説明（ブリーフィング）や、耐久性のある再利用可能な資材など、環境負荷の低い代替手段が推奨される。

A7. 従業員の参画

1. 参画は、施設の規模や組織構造に応じて、フィードバックセッション、非公式なミーティング、正式な委員会、デジタルプラットフォーム（例：従業員向けモバイルアプリや社内フィードバックシステム）などの協議方法を通じて行うことができる。

2. 大規模なホテルでは、専任の従業員または部署に特定の持続可能性業務を割り当て、役割を定期的に見直すことができる。小規模なホテルでは、これらの責任を既存の職務（例：管理職、ハウスキーピング、フロント）に組み込むことができるが、持続可能性マネジメント計画の実施を統括する担当者を少なくとも 1 名指名する。

3. オリエンテーションおよび研修プログラムには、GSTC ホテルトレーニングまたは同等のプログラムを含めることができる。

A8. お客様の体験

2. フィードバックの方法には、オンラインプラットフォーム、客室内の資料、従業員とのやり取りなどが含まれる。フィードバックは、ホテルの持続可能性マネジメント計画およびお客様の体験の改善に活用される。

A9. ステークホルダーとの連携

1. 連携には、合同の計画会議への参加、地域の観光イニシアチブへの支援、地域社会プロジェクトの共同開発、地域産品や文化遺産の振興などが含まれる。ホテルは、施設の規模および能力に応じて、ステークホルダーとの連携プロセスで相互に合意された成果を考慮し、実行可能な場合には適用する。

A10. 土地、水、および所有権

2. 協議プロセスは、地域の慣習、伝統、および慣行を尊重した、文化的に適切な方法で実施される。

A11. 用地選定、計画および開発

1. ホテルは、関連するすべての承認について、有効かつ最新の文書を保持する（A2.1 参照）。

2. 開発、増築、改修が絶滅のおそれのある種や保護対象種に及ぼす可能性のある影響について、適切な環境評価または事前調査・確認（デューデリジェンス）を通じて評価する。

3. ホテルは、用地選定、計画、および開発の際に、周辺の景観、ならびに聖地を含む文化・自然・遺産に関わる場所を保護する。

A12. 建築物、建設、およびインフラ

1. 地域からの調達は、地域経済を支援し、サプライチェーンの短縮を通じて環境への影響を低減することを目的とする。

5. 在来種が入手できない場合、または（干ばつなどの条件下で）十分な耐性を持たない場合、ホテルは、施設の状況に適した、侵略性のない気候耐性のある種を選定する。

A13. 調達

注：「地元」とは、関係当局または一般的な地域慣行によって定められる、デスティネーションおよびその周辺地域を指す。主にデスティネーション外からの商品を提供する商社や再販業者は、地域のサプライヤーとはみなされない。

2. 対象品目には、水産物、繊維製品、化学物質、木材・紙製品、砂糖などが含まれる。具体的な目標を設定し、追跡する。水産物については、可能な場合、認められたサステナビリティスタンダード（例：MSC、ASC）により認証され、産地が文書化された供給源から調達する。パフォーマンスが低下した場合、ホテルは文書化された説明を提供する。

3. ホテルは、生鮮品の少なくとも 25%（購入金額ベース）を地域の生産者および／またはサプライヤーから調達するという目標を設定する。KPI は年次サステナビリティレポートで報告される。

4. フェアトレード製品の例としては、紅茶、コーヒー、カカオ、綿、砂糖、香辛料、果物などが挙げられる。

6. 使い捨て品の段階的削減。

使い捨てプラスチック：

- ホテルは、使い捨てプラスチック（例：ストロー、マドラー、ペットボトル入り飲料水、PP／EPS 容器、乾燥アメニティのプラスチック／PFAS 包装）を廃止し、可能な限り再利用可能な代替品に置き換える。
- 直ちに廃止することが困難な場合、ホテルは期限を定めた削減計画を策定する。

使い捨てアメニティ：

- ホテルは、法律で義務付けられている場合を除き、使い捨てのお客様用アメニティ（例：シャンプー、石けん）を段階的に廃止し、詰め替え式または大容量の代替品に置き換える。
- その他の削減の取組には、まとめ買い、使い捨てプラスチックの削減、再利用可能なカートカバーへの切り替え、発泡スチロールの段階的廃止、廃棄物監査の実施、リサイクルや回収の仕組みに関するサプライヤーとの連携などが含まれる。

11. 取組には、包装の最小化、省エネルギー、環境負荷の低い配送方法の利用などが含まれる。これらの指標は、サプライヤーを評価する際の項目に含める。

12. 要件は、資源利用、公正な労働、責任ある実践など、環境的・社会的・倫理的側面を対象とする。

13. 確認は、持続可能性の側面を含む基本的なスクリーニング手法、またはサンプルによる評価を通じて実施することができる。

A14. 食品および飲料

注：環境的・社会的に責任ある食品には、認められたサステナビリティスタンダード（例：オーガニック、フェアトレード、MSC／ASC）により認証された製品および地域で生産された品目が含まれる。料理に「サステナブル」または「環境的・社会的に責任がある」と表示できるのは、ホテルの調達方針に沿って明確に定義された基準を満たす場合に限られる。

1. 該当し、かつ環境面で実行可能な場合、ホテルは植物性料理の提供状況を評価し、その種類と提供時の視認性を維持または向上させるための KPI を設定する。

4. 取組には、ビュッフェの設計、過剰調理の回避、盛り付け量の調整、お客様への情報提供、食品廃棄物の測定、従業員の参画などが含まれる。

B1. 地域社会への支援

1. 地域社会への支援は、インフラ、文化の再生、教育、研修、小規模事業の育成、保健、衛生、緊急対応などの分野で提供することができる。貢献は、一回限りの寄付ではなく、継続的な関係やプログラムの一部を成すものとする。

2. 支援は、ホテルのサステナビリティ方針に基づいて行うことができる。この方針には、地域社会からのフィードバックを通じて把握された地域のニーズに沿った目的および優先的な取組が示される。

3. ホテルは、地域の雇用機会の向上のため、教育機関、職業訓練センター、または職業紹介機関と連携することができる。

B2. 地域雇用

2. ホテルは、あらゆる職位において適格な地元人材を採用するための具体的な取組を検討することができる。

B3. 地域起業家の支援

1. ホテルは、基本的なガイダンス、研修、および、地域の起業家や地域団体・非営利団体を支援することができる。これらの取組は、お客様からのフィードバックも考慮しながら、起業家が提供する製品やサービスの品質、安全性、持続可能性の向上を図ることを目的とする。

2. 可能な場合、ホテルは、無料の展示・販売スペースの提供などのプロモーション機会を提供し、地域の製品やサービスを販売促進することができる。イベントやデジタル上での紹介も活用できる。

B4. 地域社会サービスと生活

1. 基本的な生活手段には、地域住民の日常的・伝統的な営みを支える土地および水域資源へのアクセスが含まれる。

4. ホテルは、ホテルの運営に起因するアクセス制限に関する懸念を地域住民が提起できるよう、広く周知された、利用しやすいコミュニケーションチャネルを提供する。例としては、公共の通路、海岸、道路、または文化的に重要な場所へのアクセス制限が含まれる。

B5. すべての人のためのアクセス

2. 多様なニーズを持つ人々には、移動、視覚、聴覚に障害のある人、認知・感覚面での特性やニューロダイバーシティ（神経多様性）のある人、けがや手術後など一時的に身体機能に制限のある人、アレルギーや特定の食事上の配慮を必要とする人、妊娠中または授乳中の人、高齢者などが含まれるが、これらに限定されない。

B6. 行動規範

1. 国際的に認められた枠組みには、国連子どもの権利条約、強制労働および児童労働に関する ILO 条約、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が含まれる。

3. ホテルは、子ども（18 歳未満の者と定義される）に対する搾取および虐待を防止する取組に貢献する。特に、法定就労年齢未満の子どもの保護に留意する。ホテルは、チェックイン時に、子どもおよび同伴する大人を含むすべてのお客様の身分証明を確認し、法令およびプライバシー要件に従って記録を保管する。

4. ガイドラインは、相手を尊重した行動、適切な保護措置の遵守、および節度ある対人対応を徹底する。

6. 行動への期待、差別禁止の基準、および適切な保護措置の原則はお客様に伝えられ、サプライヤーとの契約に組み込まれることで、すべての関係者に周知される。

B7. 搾取、ハラスメント、人身売買

1. 方針は、懸念を提起するための明確で利用しやすい、秘密が守られるチャネルを提供することにより、通報への障壁が取り除かれることを確保し、あらゆる違反事案において迅速な対応と責任の所在の明確化を求める。方針は、国連子どもの権利条約、強制労働および児童労働に関する ILO 条約、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的に認められた枠組みのほか、「ザ・コード」（旅行・観光における子どもの性的搾取からの保護のための行動規範）のような実践的な自主的イニシアチブを参照することもできる。ザ・コードは、効果的な子どもの保護措置を実施するためのツールおよび支援を提供している。

2. 社内への周知は、入社時のオリエンテーション、従業員ハンドブック、または管理方針を通じて行うことができる。社外への周知には、お客様対応憲章、購買方針、サプライヤーとの契約などが含まれる。

B8. 雇用における包摂性および平等

3. 不利益を受けるリスクのあるグループには、地域の状況に応じて、女性、障害のある人、先住民族、地域の少数派（マイノリティ）などが含まれる。

B9. ディーセントワーク

1. ホテルは、責任の所在を明確にするとともに、リスクの高い業務または専門的な業務を担う請負業者に対し、安全手順、設備・機器に関する要件、および法的義務の遵守を求めることが推奨される。

2. 保健、医療、または社会保障が公的制度を通じて提供されていない場合、従業員の雇用契約に必要な条項を含めることができる。

3. 法定最低賃金が存在しない状況では、ホテルは、認められた生活賃金の基準値（例：IDH サラリーマトリックス）に報酬を合わせるよう努め、この要件を関連するサプライヤーおよびパートナーにも適用する。

4. キャリア希望および職務実績を含む見直しのプロセスは文書化され、従業員の報酬の改善に活用される。

C1. 文化的相互作用

1. ホテルは、お客様の体験、ストーリーテリング、および販促資料における文化的表現を共同で作り上げ、その妥当性を確認するために、地域社会または先住民族コミュニティと連携することができる。第三者（例：ツアーガイド）が提供する資料については、ホテルがその適切性を確認する。

4. この仕組みは、潜在的な影響の特定と既知の問題への対応に役立つ。すべてのフィードバックは確認のうえ、敬意をもって対応される。

C3. 文化および遺産の紹介

1. すべての品目は、真正性をもって、その作り手を適切に明示したうえで紹介される。

C4. 考古学的な工芸品

1. 工芸品に関する方針には、文化的物品の合法的な出所を確認する手順が定められており、関係する従業員およびサプライヤーに周知される。必要な場合には、公的な許可またはライセンスを取得・文書化し、要請に応じて提示できるようにする。

2. ガイダンスには、ホテルの敷地内または周辺地域における工芸品の持ち出し、損傷、または汚損を防ぐための注意事項を含めることができ、掲示物、従業員への説明、またはお客様向け資料を通じて周知される。

D1. 省エネルギー

1. 例としては、直接管理するホテル運営で使用されるガス、電気、輸送用燃料が挙げられる。

3. 再生可能エネルギー利用の目標は、技術的・財務的・運営上の実行可能性および地域の電力網の状況に基づいて設定される。ホテルは、敷地内での再生可能エネルギーの機会を特定し、導入が現時点で不可能な場合にはその制約を文書化する。再生可能エネルギーの消費量は毎年報告される。

4. エネルギーパフォーマンスは、削減の機会を特定するため定期的に評価される。目標と結果は毎年報告され、施設レベルのデータは企業またはポートフォリオの報告と明確に区別される。

省エネルギーの取組：

- LED 照明：ホテルは、LED 電球などのエネルギー効率の高い照明の使用を優先する。故障した、または旧式の照明器具は省エネ型の代替品に交換し、施設のインフラ、実行可能性、および持続可能性目標に沿って、エネルギー効率の高い照明の割合を段階的に高める目標を設定する。
- 暖房または空調（HVAC）システムを備えた客室には、キーカードスイッチ、人感センサー、スマートサーモスタットなど、客室単位の自動制御またはお客様が操作できる省エネの仕組みを備える。完全な導入に大規模なシステム更新が必要な場合、ホテルは複数年にわたる段階的な移行計画を採用する。完全な適合が達成されるまでの間は、お客様への啓発プログラム、手動制御、部分的な改修などの暫定措置が推奨される。

5. 保守には、定期点検、清掃、校正、および不具合部品の速やかな交換が含まれ、遵守の証拠としてその記録は保持される。

6. 屋外の暖房および冷房については、ホテルは、ホテルのエネルギー方針に沿ってエネルギー源を明示する。

D2. 節水

1. WWF ウォーターリスクフィルター、WRI アクアダクト、CDP ウォーターセキュリティなどのツールや枠組み、または国や地方自治体による評価を参考にすることができる。

4. 水リスクの高い立地では、ホテルは、地域の状況に適したウォータースチュワードシップ（水資源の責任ある管理）の目標を設定する。

6. 水に関する方針および実践には、モニタリングツールや保守記録を通じて、プール、タンク、配管、灌漑システムの漏水などの水損失を特定し、削減することが含まれる。

D3. 温室効果ガスの排出

1. これには、科学的根拠に基づく目標の採用や、「観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言」など、認められた気候変動対策イニシアチブへの参加が含まれる。グループレベルのコミットメントが存在する場合、ホテルは施設レベルの貢献が明確に報告されるようにする。

3. 実行可能な場合、ホテルは、GHG プロトコルに沿ってスコープ 3 の温室効果ガス排出量を推計する。支出額、数量、またはサプライヤーからの情報に基づく推計は、機密性および法的要件が満たされる場合にのみ共有される。進捗は毎年評価され、施設レベルの報告が明確に区別できるようにする。

6. オフセットは、認証されたプロジェクト（例：ゴールドスタンダード、Verra、UNFCCC）から購入し、排出削減を補完するものとしてのみ用い、その代替としては用いない。注：ホテルは、自主的なプログラムやカーボンニュートラルなパッケージを通じて、お客様が宿泊に伴う排出をオフセットするよう促すことができる。

D4. 交通・輸送手段

2. ホテルは、公共交通機関の利用補助など、従業員向けのインセンティブを提供することができる。

3. 充電設備の有無、種類、および数は、お客様に周知される。完全な設置が困難な場合には、段階的な計画または提携戦略を策定する。

5. 交通・輸送に関する情報には、地域に即した公共交通機関の路線、シェアモビリティの選択肢、およびアクティブモビリティ（徒歩、自転車）が含まれる。お客様には、代替的な交通手段がもたらす環境面のメリットについて情報提供を行う。地域の交通事業者や当局との連携が推奨される。

D5. 廃水

1. ホテルは、自治体または政府が承認した処理システム、あるいは国内法および認められた品質基準に適合する敷地内の処理システムを利用することができる。システムは定期的に検査され、その性能は文書化され報告される。

D6. 廃棄物

2. 食品廃棄物、建設資材、リネン類、制服、マットレス、その他の主要な廃棄物カテゴリーに特に注意を払う。

3. 廃棄物は、少なくともリサイクル可能な資源、食品廃棄物、および埋立てまたは焼却に送られる廃棄物に分類する。地域の規制または運営実務で必要とされる場合には、追加の分類（例：紙、金属、プラスチック、ガラス）を追加する。KPI は追跡され、毎年報告される。

4. 廃棄物の発生量は、削減の機会を特定するため定期的に評価される。目標と結果は毎年報告される。特にポートフォリオまたは企業レベルの報告に含まれる場合には、ホテルの施設レベルのパフォーマンスが明確に区別できるようにする。

5. 施設の規模および廃棄物量に応じて、適切な場合には追加の設備（例：圧縮梱包機（ベーラー）、コンパクター、生ごみ処理機／コンポスター）を設置する。

7. ホテルは、電子廃棄物、電池、使用済み食用油、および有害物質の専門処理業者の利用を含め、責任ある透明性の高い廃棄物管理を優先する。

D7. 有害物質

1. 清掃、食器洗浄、ランドリー、消毒、プールの維持管理、および造園に使用する化学物質（例：農薬、塗料、消毒剤、肥料、殺虫剤、殺菌剤）について、安全データシート（SDS）を保持する。SDS は、使用場所またはその近くで閲覧できるようにする。

2. 実行可能な場合、お客様向けサービスに関連する使用量は、宿泊者一泊あたりまたは稼働客室あたりで報告する。共用エリアで使用する化学物質については、状況説明を付した総量に基づく報告とすることができる。

3. 昆虫の生物多様性を保護し、生態系への影響を最小限に抑える製品および実践を優先する。

5. 研修には、環境負荷のより低い代替品の特定および使用が含まれる。

D8. 汚染の最小化

1. 汚染源となり得るものには、騒音、光、雨水流出、土壌浸食、オゾン層破壊物質が含まれる。見直しには、お客様およびステークホルダーからのフィードバックを取り入れる。

2. 汚染源と緩和策には、以下が含まれる。• 騒音：機器の騒音制限 • 光：遮光カバー付き照明器具、光漏れの低減、夜間の減光 • 雨水流出：透水性舗装、排水フィルター • 浸食：斜面の安定化 • オゾン層破壊物質：CFC／HCFC 機器の段階的廃止 • 大気・水・土壌の汚染物質：安全な保管および取扱い。目標は文書化され、要請に応じて提示できるようにする。汚染の最小化は、さらなる削減の機会を見出すため、見直しやステークホルダーからのフィードバックを通じて定期的に評価される。

5. ベストプラクティスには、野生生物に配慮した照明、指向性のある照明器具、調光器、タイマー、低照度の電球、およびスカイグロー（夜空の明るさ）と生態系への影響を低減するための適切な遮光が含まれる。

D9. 生物多様性の保全

1. 都市部のホテルの場合、これには近隣の緑地や庭園が含まれる。ホテルは、自らの運営がこれらの地域に及ぼす可能性のあるリスクまたは影響を文書化する。

2. 戦略には、かく乱の防止、回避できない影響の低減、および必要な場合の再生・修復の実施または支援のための措置が含まれる。

3. 連携の例としては、保護地域の強化および保全目標の設定に向けて、政府、NGO、保全団体の連携組織、または地域社会と協力することが挙げられる。

4. 取組には、花粉媒介者に配慮した造園、在来植生、屋上緑化、グリーンインフラ、再生可能エネルギーの導入、お客様への啓発などが含まれる。措置は、立地条件および施設の対応能力に基づいて選定される。

D10. 侵略的外来種

1. ホテルは、信頼できる情報源（例：IUCN、地方自治体、GRIIS）を用いて、侵略的外来種が施設内に侵入する、または施設から拡散する潜在的リスクを評価する。リスクには、庭園、植栽区域、地下室、保管区域、隣接する建物、周辺の公共スペースなども含まれる。

3. すべての生きた植物は、購入または設置の前に、ホテルの侵略的外来種リストと照合して確認・承認されなければならない。ホテルは、有効性を確保し、意図しない影響を防ぐため、モニタリング、識別、除去・防除 、およびフォローアップの手順を設けることができる。

4. 文書は定期的に更新され、将来の植栽および再生に関する意思決定の指針として活用される。

D11. 野生生物との相互接触

1. 国際的に認識されたスタンダードには、ABTA 動物福祉ガイドライン、WAZA（世界動物園水族館協会）、グローバル・ヒューメイン・ソサエティなどが含まれる。

2. プロトコル（手順）は、日常的な状況と緊急時の両方に対応し、疾病予防、監督、事案対応、および苦痛や危害を防ぐための措置を含めることができる。

D12. 動物福祉

2. 遵守は「動物福祉の 5 つの領域（Five Domains）」に整合し、種別の科学的根拠に基づく基準を満たす。

3. 担当者は、関連する専門知識を実証し、高い水準の動物福祉を維持するための継続的な研修に参加しなければならない。

4. 要件には、種に適した栄養、予防的および治療的な獣医療、ならびに行動と健康状態の日常的な観察が含まれる。

5. 禁止される行為には、動物のショー（パフォーマンス）、野生動物の幼獣との触れ合い、捕食動物や鯨類との歩行または直接接触、および金銭を求める行為やこれに類する目的での動物の利用が含まれる。

D13. 野生生物種の採集および交易

1. 情報は、グローバルなベストプラクティスとの整合を確保するため、CITES（ワシントン条約）や IUCN（国際自然保護連合）などの国際的な枠組みによって補完することができる。

2. 要件は、土産品およびその他すべての用途に適用される。ガイダンスは、認められた公的機関および組織（例：IUCN レッドリスト、CITES）に基づく。